

条 例

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県条例第十五号

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

埼玉県民生委員の定数を定める条例（平成二十六年埼玉県条例第十二号）の一部を次のように改正する。

本則の表川口市の項中「六百二十八人」を「六百三十三人」に改め、同表行田市の項中「百五十六人」を「百五十七人」に改め、同表所沢市の項中「四百九十四人」を「四百九十六人」に改め、同表飯能市の項中「百六十七人」を「百七十人」に改め、同表東松山市の項中「百五十六人」を「百五十九人」に改め、同表春日部市の項中「三百四十六人」を「三百四十七人」に改め、同表深谷市の項中「二百六十四人」を「二百六十五人」に改め、同表上尾市の項中「三百十四人」を「三百十八人」に改め、同表蕨市の項中「百二十九人」を「百三十三人」に改め、同表入間市の項中「二百五十一年」を「二百五十二人」に改め、同表朝霞市の項中「百五十九人」を「百六十四人」に改め、同表和光市の項中「九十一人」を「九十二人」に改め、同表新座市の項中「二百十二人」を「二百十五人」に改め、同表久喜市の項中「二百八十六人」を「二百八十九人」に改め、同表北本市の項中「百四十五人」を「百四十六人」に改め、同表富士見市の項中「百七十一人」を「百七十三人」に改め、同表坂戸市の項中「百四十八人」を「百四十九人」に改め、同表幸手市の項中「九十人」を「九十一人」に改め、同表日高市の項中「百六人」を「百九人」に改め、同表吉川市の項中「百十六人」を「百十七人」に改め、同表ふじみ野市の項中「百七十人」を「百七十三人」に改め、同表白岡市の項中「九十九人」を「百二人」に改め、同表伊奈町の項中「六十一人」を「六十二人」に改め、同表越生町の項中「三十一年」を「三十三人」に改め、同表滑川町の項中「三十七人」を「三十九人」に改め、同表小川町の項中「六十九人」を「七十人」に改め、同表川島町の項中「五十一年」を「五十三人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十八年十二月一日から施行する。